



貯水槽管理等に関する担当区分（簡易専用水道の場合）

担 当	水道部施設課 給水係	クリーンライフ課 環境保全係	手続き	貯水槽設置者 （簡易専用水道※ ¹ ）
① 設置について （貯水槽新設）		貯水槽の設置届出の 受理・審査	届出	貯水槽を新たに設置する場合は、設置 者は市クリーンライフ課に届出する。
	給水装置新設工事 申請の受理・審査	工事申請		貯水槽を新たに設置する場合は、設置 者は水道部施設課へ給水装置工事申請 をしなければならない。
② 改造について （貯水槽の容量を変更す る場合、貯水槽の位置を 変える場合等）		貯水槽登録内容の変 更届出の受理・審査	届出	貯水槽の改造により、設置届出の記載 事項及び設備の配置に変更があった場 合は、設置者は市クリーンライフ課へ 届出する。
	給水装置改造工事 申請の受理・審査	工事申請		貯水槽の改造により、貯水槽容量など が変わる場合、設置者は水道部施設課 へ給水装置工事改造申請をしなければ ならない。
③ ポンプ故障等の修理 （電気系統の修理、ポン プ部品の交換、同型ポン プの新品への交換等）	届出不要			貯水槽の設置届出内容等に変更が無け ればクリーンライフ課への届出不要。
				給水装置の改造に至らない場合は水道 部施設課への申請不要。
④ 貯水槽の点検	届出不要	受検報告届による市 への報告の受理	届出	水道法等に基づき、毎年 1 回以上定期 に検査を行う。（法 34 条第 2 項、施行 規則 56 条）
⑤ 貯水槽の清掃 ・水質管理	届出不要			水道法等に基づき適切な管理を行う。 （法 34 条第 2 項、施行規則 55 条）

※ 1 有効容量（運用上の満水容量）10m³を超える貯水槽

水道法

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行規則

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。